

第22期第8回留萌海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年1月30日(月) 14時00分から
- 2 開催場所 はぼろ温泉サンセットプラザ 2階大ホール
- 3 議事事項
議案第1号 海面共同及び区画漁業権漁場計画(素案)
- 4 報告事項 (1)第15次秋さけ定置漁業の操業期間等の考え方(案)などについて
(2)当面する委員会日程について
- 5 その他
- 6 出席者
委員：今委員、山田委員、石田委員、蝦名委員、加藤委員、今村委員、
鈴木委員、祐川委員、石垣委員、前山委員、千葉委員、相内委員、
太田委員
留萌振興局：神崎水産課長、小寺漁業管理係長、吉中技師
留萌海区漁業調整委員会：三上事務局長、大川主任
- 7 議事録署名委員：加藤委員、千葉委員
- 8 会議の顛末

三上局長： これより第22期第8回留萌海区漁業調整委員会を開催します。開催にあたり、今会長からご挨拶を申し上げます。

議長： 海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。本日は、令和5年最初の委員会となります。皆様本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。委員の皆様には、年初めの何かとご多用のところ、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、振興局からは、神崎水産課長をはじめ、職員の方にご臨席いただき、厚くお礼申し上げます。さて昨年を振り返りますと新型コロナウイルスは、依然として収束に至っておりませんが、ワクチンの普及や、治療薬の開発が進み、また、入国規制も大幅に緩和されるなど、正常化に向けた動きが進んだ1年となりました。漁業生産については、道全体として、生産量は前年並みの110万トン程度、金額は、約3,000億円程度となる見通しで、3,000億円超えが確定しますと、平成27年以来7年振りとのことであります。また、留萌管内も、秋サケの漁獲金額の増加やホタテガイの価格上昇などにより、生産額は150億円を超え、過去最高との

ことであります。このように明るい話題もありました一方で、ウクライナでの戦争の長期化や、物価の上昇など先行きが見えない不安定な年でもありました。これらが一刻も早く落ち着くことを願っております。さて、本日は議題が1件と、報告事項2件を予定しております。円滑な議事運営に努めて参りたいと考えておりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。結びになります。本年も大漁で輝かしい1年となりますことと、皆様のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、簡単ですが挨拶といたします。本日はよろしく願いいたします。

三上局長： ありがとうございます。本日のご出席いただいている来賓を紹介します。留萌振興局、神崎水産課長です。

神崎課長： 神崎です。よろしく願いいたします。

三上局長： そのお隣、小寺漁業管理係長です。

小寺係長： 小寺です。よろしく願いいたします。

三上局長： それから後ろの方の席になりますが、漁業管理系の吉中技師です。

吉中技師： 吉中です。よろしく願いいたします。

三上局長： それでは今会長を議長とし、会議を進めさせて参ります。今会長よろしく願いいたします。

議長： それでは議事に入る前に、人員報告をいたします。本日は、定員15名のうち、13名の委員が出席となり、過半数に達していますので委員会は成立いたします。次に議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第7条により私から指名させていただきます。本日の議事録署名委員は、加藤委員と千葉委員にお願いいたします。それでは、議事に入らせて頂きます。議案第1号を上程します。議案第1号の海面共同及び区画漁業権漁場計画素案を事務局から説明願います。

三上局長： 議案第1号についてご説明いたします。本議案は、昨年11月7日に開催致しました第6回の委員会でご審議頂きました海面共同及び区画漁業権漁場計画草案の次の段階となります漁場計画の素案について、今般、留萌振興局から当委員会へ協議がありましたことから、本でご審議頂くものであります。なお、素案の次の段階では、振興局最終案を策定して水産林務部長に提出することとなり、更に次の段階では、今度は知事が計画案を策定して海区委員会への諮問を行うこととなります。素案の説明の前に、関連する共同漁業権

及び区画漁業権切替に係る「漁場計画の考え方」についてご説明します。議案第1号資料の7ページをご覧ください。これは、道が定めた切替方針及び同方針の運用や、地域の状況などを踏まえ、振興局が切替にあたっての考え方を策定するものでありまして、漁場計画策定要領により、素案を水産林務部へ提出する際には併せて提出することが明記されております。7ページから13ページまでが共同漁業権、14ページから18ページまでが区画漁業権に係る漁場計画の考え方でございます。留萌振興局では、共同漁業権、区画漁業権の切替にあたり、道の方針及び運用以外に、加えるべき内容は特にないと思われることから、考え方としては、原則、「道の方針及び運用に基づく」としております。表の左側の欄には、道の方針及び運用の、共同・区画漁業権に関係する部分を記載しています。これらの内容につきましては、説明会やこれまでの委員会で触れていますので、この場での説明は省略させていただきます。次に、昨年12月に留萌振興局が水産林務部へ提出した漁場計画草案と関連資料に対する、道から回答がありましたのでご説明します。資料19ページをご覧ください。まず共同漁業権であります。資料としては、増毛町の留海共第1号から2号、3号と縦に順番に並んでいまして、資料の右側に、太い線で囲んでいる草案に対する回答というものがおります。これが、道からの回答であります。この回答は、漁業権番号別にそれぞれ記載されているものですが、回答内容は、数パターンに分類することができます。回答の先頭に、二重丸(◎)や黒丸(●)や四角(□)といった記号が付いていますが、この記号が同じものは、同じ回答内容となっております。二重丸は、「◎行使等実績がない漁業は、資源状況を踏まえた営漁・行使計画の考え方を整理の上、当該漁業の必要性和漁場計画に盛込む妥当性を客観的に説明できる資料を提出すること。」となっております。黒丸は、「●関係地区を変更する説明資料を提出すること。」、四角は、「□特段支障なし。」となっております。なお、この草案に対する回答への対応でございますが、振興局から各漁業協同組合へ連絡しており、既に漁協から関係資料の提出があったものや、引き続き対応の検討を行っていて現所在地元調整中といった地区もございます。それら、回答に対する対応状況については、資料の一番右の備考欄に、それぞれの漁業権ごとに記載されております。続きまして、区画漁業権の回答でございます。資料は25ページからとなります。こちらも、資料の作りとしては、基本的に共同漁業権と同様の作りとなります。資料右側の太線の枠に、草案に対する回答内容がありまして、「特段該当なし」が続きますが、資料26ページで数箇所、指摘されており、内容としましては、「◎漁場区域が必要最小限に設定されていることが分かる資料を提出すること。」となっております。この対応としましては、備考欄にも記載しておりますとおり、引き続き、地元調整中とされており、現在、関係漁協と対応について協議中でございます。以上が、漁場計画草案に対する回答の報告でした。それでは、議案であります、素案について説明します。資料は、折り込んである資料の1ページから6ページまででございます。内容につきましては

は、草案からあまり変わっておりませんので、変更箇所を中心に説明致します。なお、変更部分は、緑色で記載しております。まず関係地区名で何力所か緑字のところがございますが、こちらは、幌延町が入っていなかったりですとか、地区名の誤りを是正したものであります。続きまして、資料3ページをご覧ください。第二種の共同漁業権でございます。こちら地区名について、数カ所修正があり、緑字で記載しております。次に、にしん刺し網漁業の漁業時期でございます。前回の草案の時点では、天塩地区において10月から12月までの期間を漁業時期に加える内容としておりましたが、地元で検討した結果、これを取り下げることとなりまして、結果的に現行の漁業時期のままとなりましたので、こちらを変更しております。次にひらめ刺し網漁業の漁業時期でございます。こちら漁業時期の変更で、こちら結果的に現行の漁業時期のままとして、変更しております。この、ひらめ刺し網漁業の漁業時期については、増毛漁業協同組合から操業時期を現行の12月末までとされているものから延長したいとの、要望がございまして、前回の草案では、それを盛り込んで作成しておりましたが、このひらめ刺し網漁業の免許状の操業期間は、1月から12月末までの周年として免許されており、各漁業協同組合においては漁業権行使規則により、漁業時期を制限している状況でありましたので、あくまで漁場計画上の漁業時期は、漁業権で免許されている期間として、1月1日から12月31日までということになりますので、今回、現行の内容へ是正しております。以上が共同漁業権であります。資料5ページは区画漁業権でございます。こちらは草案から若干様式が変わっておりますが、内容については草案からの変更はありません。6ページの漁場図についても草案からの変更はありません。以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長： ただいま説明の、議案第1号について、ご意見、ご質問はありませんか。

祐川委員： 19ページで「てんぐさ」や「えむし」について、行使実績なしで廃止とされているようですが、当組合理事会で出た話として、沖合に関しては行使実績がない漁業は無くしてもよいが、浅海については、漁業権の無いものを素性のわからない人間が獲っていると、誰でも獲れると、それを認めてしまうと、付きっきりで見張りに付くこともできない状況では、密漁防止という観点から、実績なしでも漁業権を継続して認めて頂きたい、これから着業者を探すというのが理事会で出された話であります。これ漁業権がなくなったら、誰でも自由にえむし等を獲ることができるようになりますよね。えむしは、道具を使って岩盤を一部削って採取するといったものであり、非常に高価で充分採算を得られる漁業と考えられます。海を破壊する行為になるので着業者はいない状況です。漁業権が無くなると、誰でも入ってきて、海が破壊されることを懸念しています。以前漁業権が消滅した港湾では、海上保安部の船の目の前で、素潜りで水産物を採取している者がいた。それを留萌市

の港湾条例を改正して港内の遊泳を禁止して制限している状況です。

三上局長： 漁業者が漁業活動として利用しない魚種は、漁業権に取り込めないというのが、基本的な考え方であります。祐川委員のご意見は、心情的には大変わかるのですが、密漁対策のみで漁業権を設定することはできません。また、漁業法改正以後は従来までの5年毎、10年毎の漁業権更新時期の審査に加えて、毎年、漁場の活用状況の受けることとなっており、状況によっては、漁場を適切かつ有効な活用を図るため、「指導」、「勧告」を行うこととなります。

祐川委員： わかりました。組合に持ち帰って理事会で検討します。

議長： 他にありませんか。

蝦名委員： 確認ですが、草案に対する回答の資料の備考欄に「地元協議中」と書かれているものについては、現在も協議中ということでしょうか。

三上局長： そうです。この記載のあるところは、漁場計画最終案作成まで、つまり3月の海区委員会開催までに、本庁からの回答内容について整理する必要があります。

蝦名委員： わかりました。当組合の天売支所が3月に全体会議を開催して、漁業権もそこで話し合われると聞いています。漁場計画の検討に間に合うよう、日程等必要事項を振興局から指示して頂ければと思いますのでよろしくお願い致します。以上です。

議長： 他にありませんか。

委員： (ありませんの声)

議長： 他にご意見がなければ、議案第1号の海面共同及び区画漁業権漁場計画素案については、異議がないものと認め、振興局から道水産林務部へ提出することとして宜しいですか。

委員： (異議なしの声)

議長： それでは、そのように決定します。次に報告事項として事務局から2件報告がありますので説明願います。

三上局長： 続きまして、報告事項(1)の第15次秋さけ定置漁業の操業期間等の考

え方案などについてについてご説明いたします。資料は報告事項（１）となります。先月の当委員会では定置漁業権漁場計画（草案）についてご審議頂いたところではありますが、その際には、切替方針とは別に示すこととされていた操業期間の考え方がまだ示されておりませんでしたので、操業期間については、現行の考え方で仮置きした形とさせて頂きました。今般、この考え方が示されましたので、ご報告致します。資料１ページは、水産林務部から振興局への通知文です。今後、振興局において、この考え方案についての意見集約を行い、報告期限の２月２８日までに水産林務部へ報告することとされております。なお、振興局から管内各漁業協同組合へは、本日付で意見照会を行っております。本通知の中で「意見等の提出にあたっては、関係海区漁業調整委員会にも意見を聞いた上で提出をお願いいたします。」とありますが、水産林務部への報告期限の２月末までに次の委員会を開催する予定がございませんので、申し訳ありませんが、本日の委員会終了の後で、内容についてご意見、ご質問がございましたら、お手数ではございますが事務局もしくは、所属漁業協同組合へお知らせ頂きたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。続きまして、２ページ目となります。こちらは、定置漁業の操業期間等の考え方についての現在の第１４次と第１５次案の対比になっております。まず全体的な話としまして、基本的には第１４次から変更されておられません。現在の操業期間の考え方につきましては、第１２次の漁業権の時から導入されており、道では、ある程度定着してきていると考えられることから、基本的には変更しない考えとのことであります。ですので、この中の変更箇所については、基本的に切替年次の変更、「１４次」から「１５次」への変更となっております。操業期間については、資料８ページ、右上に別紙と記載されておる一覧表に全道の操業期間が示されておりますが、当管内を含む日本海北部海域の操業期間につきましては、１４次から変更ありませんので、陸網は、８月３０日から１１月２０日、沖網は、９月３日から１１月２０日備考に記載されているとおり、「現行どおり」であります。続きまして、資料９ページをご覧ください。標題に「第１５次秋さけ定置漁業の河口付近等の指定された区域の考え方案について」と記載されております。水産林務部からの通知であります。こちら、さきほどの操業期間と同様でございますが、切替方針とは別に定めることとしていた考え方案の通知となります。操業期間と同様に、２月２８日までに水産林務部へ意見を報告することとされております。こちらの内容としましては、親魚の十分な確保による資源づくりを基本に、河川を指定し、親魚の河川遡上に必要な河口付近等の区域の指定及び指定区域内における漁場の設定についての考え方を示した内容となっております。なお当管内には、指定区域内における定置漁場は設定されておられません。１０ページからは、現在の第１４次と第１５次案の対比となっております。概ね１４次と変更はありません。文言の修正や表現の変更が主であり、内容については変わっておりません。なお、１２ページに別紙として、道内の指定されている河川の名称が記載されております。

留萌振興局管内では、天塩川と暑寒別川の2河川が指定されております。この両河川の指定区域となります河口から45度の区域内には漁場設定はされておられません。最後に参考資料として15ページ、16ページに地域別秋さけ来遊状況の概要と、日本海海域の地区別捕獲・採卵尾数、計画達成率の推移を添付してございますので、後ほどお目通し願います。以上で報告事項(1)の説明を終わります。

引き続き、報告事項(2)の説明を行います。当面する委員会日程についてでございます。会議資料の最後に添付している資料をご覧ください。こちらには、2月から4月までの3ヶ月間の当海区が関係する委員会日程を記載しております。まず2月ですが、例年2月は、当海区も関係している各種連合海区委員会が開催されています。コロナ前は、札幌で開催しておりましたがコロナ以降は、書面開催が続いておまして、今年につきましても、先般、書面開催となることが決まりました。3つの連合海区委員会について、資料にも記載しておりますが、関係する委員会の委員になられている皆様へは、2月になりましたら、会議資料が送付されますので、届きましたら内容のご確認及びご意見等のご提出につきましてよろしくお願い致します。3月には、次の留萌海区漁業調整委員会を予定しております。主な議題としては、「共同漁業権・区画漁業権漁場計画（最終案）について」、「定置漁業権漁場計画（素案）について」などを予定しております。日程としては、3月8日、9日のいずれかと思っておりますが、後日、事務局から日程調整の確認をさせて頂きますのでよろしくお願いいたします。また、3月下旬には、北海道連合海区漁業調整委員会が予定されております。こちらは今会長が委員となっております。会長ご出席についてよろしくお願いいたします。4月です。下旬に、留萌海区漁業調整委員会を予定しております。主な議題としては、「定置漁業権漁場計画（最終案）について」であります。以上でございますが、この時期は、年度末・年度初めということもありまして、総会ですとか、議会・各種会議等、皆様関係行事が立て込んでいて、非常にご多忙のことと思いますが、漁業権切替手続きの重要な案件が続きますことから、引き続きよろしくお願いいたします。以上で報告事項(1)(2)の説明を終わります。

議長： ただいま、報告事項の説明がありました。これについて、質問等はありませんか。

前山委員： 管内の定置部会からは、操業期間について要望はありませんでしたか。以前、定置部会で、操業期間では30日から操業となっているが、日本海のやり方では、30日に水揚げできないとの苦情の意見がありましたが、そのような要望はありませんでしたか。

小寺係長： そのような要望は特段受けておりません。

三上局長： この考え方は（案）でありまして、本日付で振興局から各漁業協同組合へ意見照会しているものであります。

前山委員： わかりました。

議長： 最後に、その他として、委員の皆様から何かありませんか。私の方からですが、さきほど祐川委員から話のあった「えむし」とはどういうものでしょうか。

祐川委員： 「いわむし」とも言いますが、釣り餌として、生きたままでも販売していますし、塩蔵もあります。「えらこ」と違って、青光りしているものです。ものすごく魚が釣れるものです。磯に生息しており、甘盤で穴が空いている所にいます。道具で岩を砕いて出てきたところをタモですくうような獲り方をします。そのようなものなので、一般の人が海に入って好き勝手に獲られると海がメチャクチャになります。海は漁業者だけのものではないことは承知していますが、海を荒らす権利も誰にもありませんので、道でももう少し考えてほしいと思います。

神崎課長： 海を荒らすということについてですが、道具を使って採捕することについては、釣り以外で一般の人が道具を使用して水産物を採取することはできません。漁業権がなくても、その場合は、制限をかけられます。それから海で岩を砕くような行為を行う場合は、別な道の手続きが必要となります。

議長： 今のお話を伺うと、手続き無く岩盤を荒らすことは違法ということになりますが、漁業権からはずすと、反社会的勢力が入ってくることも懸念されますことから、そうならないように、別の制限で縛れるものを探すなど、各漁協同組合も注意していただきたいと思います。

議長： 他に何かございませんか。

委員： （ありませんの声）

今 会長： 特に無いようですので、これを持ちまして、本日の委員会を終わります。お疲れ様でした。

三上局長： 今会長どうもありがとうございました。以上で本日の委員会を終了いたします。

《閉 会》

15時00分